

犯罪被害者等の人権を考える ～犯罪被害者のための特別休暇制度～

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

事務局長 東元伸光 氏

火曜午餐会6月第1例会を6日、当部5階大会議室にて開催。講師に公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局長東元伸光氏をお招きした。東元氏は奈良県警察で36年間警務警察（被害者対策等）、警備警察（右翼事件等）、暴力団対策に携わり、平成31年より現職。突然の事故や事件で重大な被害に遭うと人はどうなるのか。また、深い傷を負った被害者の苦しみに寄り添い、支援するためにはどういったことが必要になるのか、被害者の立場から見えてくる現実と被害回復のための休暇の必要性等、事例を交えながら詳しく語って頂いた。

【犯罪被害者の方々の状況について】

日頃から犯罪被害者支援センターの活動にご理解、ご支援ありがとうございます。私は警察に入る前、大阪の一般企業で仕事をしていた。そこで知ったことは、優秀な人を育てることは企業にとってとても大切だということ。犯罪被害者の人たちの人権を考えることはとても大切で、国として厚生労働省が被害者のための特別休暇制度の導入を推奨している。企業のイメージアップにもつながるので、内容について経営者の皆さんに知って頂きたいと思う。

重大な被害に遭うと、事件や事故による直接被害の後に様々な問題が生じる。いわゆる「二次被害」である。事件に遭ったことによる精神的ショックや心身の不調はトラウマとなって苦しみが続く。若い女性が受けた性被害は特にその兆候が強い。日が経つにつれて精神的な傷が大きくなり、混乱し、被害を現実として受け止め

ることができず、PTSD、うつ病、パニック障害を引き起こす。また、事件後の捜査や裁判が続くと、精神的、時間的負担が大きくなる。医療費の負担や失職などによる経済的困窮、無責任なうわさやマスコミの取材、報道による精神的被害、こうした被害を軽減・回復するためには、被害者の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持つ。しかし、現状では二次被害に遭った後、体の不調やストレス、不安から人間関係もうまくいけなくなり仕事を辞めざるを得なくなった人が多い。

また性被害に遭った人の多くが不安から転居せざるを得なくなり、加害者に対する恐怖が消えることはない。犯罪被害者はケガをさせられる、物を取られる、命を奪われる、などの直接的被害だけではなくその後生じる二次被害でさらに苦しめられる。

【犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画】

平成16年12月8日「犯罪被害者等基本法」が施行された。これは「全国犯罪被害者の会（あすの会）」の活動が政治家を動かし成立したものである。基本理念の3条は、①個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障されること②被害者のための施策は、個々の事情に応じて適切に行われること③再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援が途切れなく行われること。である。国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るた



め、事業主の理解を深めることが必要。しかしながら、このように定められていても現実として被害者の雇用の安定につながるにはまだまだ厚生労働省の認識不足を感じている。池袋の高齢者ドライバーによる暴走事故で妻子を失った被害者は講演会で「裁判員制度で裁判員に選ばれた人は必ず休ませないといけないことは法律で定められているのに、被害者には無いのです」とおっしゃっていた。私は厚生労働省になりかわって、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発をみなさんをお願い

したい。

【犯罪被害者のための特別休暇制度について（厚生労働省）】

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められている。①既存の特別な休暇制度を活用②必要な休暇を付与する旨を周知③犯罪被害者等休暇制度を創設、3パターンいずれの方法をとるにせよ、被害に遭った人でないとわからない直接の声を聞く

ことが大事。

【支援センターが行う主な支援活動の内容】

（公社）なら犯罪被害者支援センターは「犯罪被害者等支援事業を適切かつ確実に行うことができる法人」として奈良県公安委員から指定を受けた県内唯一の団体。

大切な従業員やその家族が犯罪被害に遭ったら、十分な休暇と、一日も早く平穏な生活が送れて仕事に復帰できる支援をしていただけるようお願いします。

